

取扱職種の範囲等の明示

(職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 に基づく表示)

株式会社 JointHire Japan

許可番号 13-ユ-311455

●取扱職種の範囲等

- ・ 職種は 全職種
- ・ 地域は 日本全国

●手数料に関する事項

- ・ 求職者からは手数料は頂きません。
- ・ 求人者から頂く手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類	サービスの内容	手数料の額及び負担者
一般登録型職業紹介	求人受理時の事務費用	100,000 円
	求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬…当該求職者の就職後 1 年間（1 年未満の期間の定めのある雇用契約の場合はその雇用期間中）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等の記載額）の <u>30%</u>
	求人への充足に向け求人者に対する専門的な相談・助言する付加サービス	成功報酬…当該求職者の就職後 1 年間（1 年未満の期間の定めのある雇用契約の場合はその雇用期間中）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等の記載額）の <u>30%</u>
サーチ／スカウト型サービス	求人受理時の事務費用	100,000 円
	特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 250,000 円 活動 1 日あたり 50,000 円 成功報酬…当該求職者の就職後 1 年間（1 年未満の期間の定めのある雇用契約の場合はその雇用期間中）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等の記載額）の <u>30%</u>
再就職支援型サービス	就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 100,000 円（手数料負担者は関係雇用主とします） 相談・助言終了時 100,000 円（手数料負担者は関係雇用主とします） 成功報酬 300,000 円（手数料負担者は関係雇用主とします）
	求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬…当該求職者の再就職後 1 年間（1 年未満の期間の定めのある雇用契約の場合はその雇用期間中）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等の記載額）の <u>30%</u>

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 門脇 健 連絡先 (03) 6380-6288

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱責任者は職業紹介責任者の門脇健です。
- (2) 当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、当社の「[個人情報取扱指針](#)」に基づき、適正に取り扱います。
- (3) 当事業所で求職者又は求人者からお預かりした情報は、特にお申し出のない限り受け付けた日から 2 年間保管致します。

●返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度を設けています。返戻金制度の内容は以下のとおりです。

- ・ 当社が紹介した求職者が、入社日から 2 ヶ月以内に自己都合により退職したとき（但し、予期せぬ健康上の理由を除く。）は、退職の通知を受領後 2 ヶ月以内に、当社は代替人材を紹介します。
- ・ ただし、代替人材の紹介にあたっては、求人者は、①紹介した人材の人材紹介料を支払済み又は支払手続きをすでに始めて頂いており、②代替人材の紹介を当社にのみ独占的に依頼されており、かつ、求人職位および求人要件が変わらないことをその条件とさせていただきます。
- ・ 2 ヶ月以内に代替人材の採用決定に至らなかった場合、当社は人材紹介料の 50%を求人者に払い戻すものとします。
- ・ 前項の返戻金は、協議により、求人者の他の採用決定者にかかる人材紹介料との相殺によることができるものとします。
- ・ この制度は、代替人材の早期退職時には適用されないものとします。

なお、手数料、返戻金制度を求人者との契約書で別途定めている場合は、契約書が優先されます。